

自己負担免除確認書類

①介護保険料納付通知書（冊子形式）

このページの無断転載及び複製等の行為はご遠慮ください。

17.5 c m

10 c m

860-8618 郵便区内特別
熊本市中央手取本町
1番1号
介護 太郎 様

令和6年度 熊本市介護保険料のお知らせ

算定日 令和 6年 6月30日
この納付書は令和7年（2025年）5月31日まで使
用できます。（ただし、郵便局については納期限

以下の記載内容になっているもの
が有効。記載内容が異なるもの
（仮算定）は不可。

※この通知書は各種手続き（インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担免除申請等）に
使用できる場合がありますので大切に保管してください。

令和 6 年度対象分 介護保険料明細書

被保険者番号 0000000013 被保険者氏名 介護 太郎

あなたの所得段階は 5 段階 です

(保険料算定基礎) 決定理由 当初賦課 (本算)

	保 険 料 算 定 期 間	月数 ①	所得 段階	保 険 料 年 額 ②	保 険 料 精 算 額 ②×①÷12
④	R 6. 4 ~ R 7. 3	12	5	76,800	76,800
⑤	減 免 額				0
	確 定 保 険 料 額 (A - B)				76,800

【保険料の算定】
あなたの保険料所得段階は、令和5年中の所得状況などをもとに算定した結果、 5 段階となります。

賦課の根拠

世帯	本人	合計所得金額 公的年金等収入金額
課 税	非課税	

年度を確認してください
※8月以降は令和7年度

「1～3」段階は
非課税世帯

5
5ページ目

※65歳の誕生日の翌月に届きます。お持ちでない場合は事前に手続きが必要です。
感染症予防課へご連絡ください。

②介護保険料決定通知書（表紙・裏表紙）

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。

裏表紙

表紙

年度を確認
※8月以降は
令和7年度

料金後納
郵便

860-8618
熊本市中央手取本町
1番1号
介護 太郎 様

「本算定」か確認して
ください
※「仮算定」は不可



000012

特別徴収（年金天引き）の方へ

〔本算定〕

令和6年度 熊本市介護保険料決定通知書

（お問い合わせ先）

この通知書や保険料賦課に関すること

中央区役所 福祉課

〒860-8618

熊本市中央区手取本町1番1号

電話 096-328-2311

介護保険課

電話 096-328-2347

保険料の納付や還付金に関すること

国 保 年 金 課

電話 096-328-2270

【還付金詐欺に注意!!】

市役所の職員を名乗り、還付金の手続きについての電話が多数発生しています。

市役所から電話にて還付金のご案内をすることはありません。このような電話があった場合は一旦電話を切り、ご家族や警察にご相談ください。

この通知書は各種手続き（インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。

【審査請求等について】

この通知書や納付に関することは、表紙に記載のお問い合わせ先にお尋ねください。
なお、この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3カ月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

熊本県介護保険審査会

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県庁 認知症施策・地域ケア推進課内

10.5 c m

○決定通知書は色が3種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。

①緑色・・・年金から天引きされる特別徴収

②青色・・・口座振替

③茶色・・・代理納付（生活保護）

ほとんどの方が ①（緑色）の特別徴収です。①～③は説明文の内容が少し異なりますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

介護保険料決定通知書

「1～3」段階が非課税世帯

令和6年度 熊本市介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

令和6年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。 令和 6 年 7 月 2 9 日
つきましては、令和6年度分・令和7年度分(令和7年4月・6月・8月)の介護保険料について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。熊本市長

被保険者番号	000000012
被保険者氏名	介護 太郎
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
算定日	令和 6 年 6 月 2 9 日

※この通知書は、令和 6 年 6 月 2 9 日 時点の資格に基づいて作成しています。資格等の変更が生じた方へは、別途翌月以降に変更通知書を送付します。

令和6年度に納付する介護保険料額	76,800
------------------	--------

(期別保険料額)

月 期	保 険 料 額	普通徴収の納期限
普 通 徴 収	特 別 徴 収	
4 月 期	12,800	
5 月 期		
6 月 期	12,800	
7 月 期		
8 月 期	12,800	
9 月 期		
10 月 期	12,800	
11 月 期		
12 月 期	12,800	
1 月 期		
2 月 期	12,800	
3 月 期		
小 計	76,800	
合 計	76,800	

(年金天引き日)

令和6年4月	令和6年4月15日	令和6年10月	令和6年10月15日
令和6年6月	令和6年6月14日	令和6年12月	令和6年12月13日
令和6年8月	令和6年8月15日	令和7年2月	令和7年2月14日

3

保険料の算定		あなたの所得段階は 5 段階です	
保 険 料 算 定 期 間	月 数	所 得 段 階	保 険 料 年 額
R 6. 4 ~ R 7. 3	12	5	76,800
③ 減 免 額	④ 保 険 料 積 算 額 ②×①÷12		確 定 保 険 料 額 ④-③
0	76,800		76,800

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。

賦課の概観

世 帯	本 人	合 計 所 得 金 額 公的年金等収入金額
課 税	非課税	85,107 1,285,107

- ・所得の申告がない方は、仮の所得段階として非課税世帯であれば3段階、課税世帯であれば5段階として計算します。
- ・「世帯」とは、原則として、4月1日現在での住民基本台帳(住民票)の世帯をもとに算定します。(ただし、4月2日以降に市外から転入された方や65歳に到達した方は、その年度はそれぞれ転入日・65歳到達日現在の世帯となります。)

令和7(2025)年度の介護保険料特別徴収(仮算定)について

あなたの令和7年度分(4月・6月・8月)の特別徴収(仮徴収)額は次のようになります。

(令和7年の2月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。)

令和7年度特別徴収額(4月)	12,800
令和7年度特別徴収額(6月)	12,800
令和7年度特別徴収額(8月)	12,800

特別徴収額の平準化のため、8月期の特別徴収額を変更する場合があります。

介護保険料の減免

- 保険料所得段階が第2段階・第3段階の方は、次の1～5の全ての要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額する制度があります。

1. 世帯の年間収入見込額(給与・年金・事業収入等全ての収入)が減免基準額を超えない方。
2. 市民税(住民税)を課税されている方の健康保険の被扶養者となっていない方。
3. 預貯金額が減免基準額を超えない方。
4. 居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
5. 介護保険料の滞納がない方。

- また、世帯の生計維持者が災害により損害を受けた場合や失業・死亡などの理由により収入が著しく減少した場合など、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは、各区役所福祉課までお問い合わせください。

4

対象者の所得段階はこのページの右上に記載されています

③介護保険料納入通知書

年度を確認
してください

850-8518
熊本市中央手取本町
1番1号
熊本 太郎 様

令和 6年 7月26日

熊本市長

(000000)

介護保険料 納入通知書

介護保険料額が次の通り決定しましたので通知します。

令和 6年度 (令和 6年度賦課分)

被保険者番号 00000000003 被保険者氏名 熊本 太郎

賦課の根拠

世帯	本人	合計所得 年金収入	所得段階
非課税	非課税	282,008 1,482,008	第3段階

年間の保険料 53,760 円
仮徴収額 53,760 円
差引保険料 0 円

これまでの保険料納付等

徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

これから保険料納付等

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

期別保険料額

月	特別徴収	普通徴収	普通徴収の場合の 納期限
4月	32,000		令和 5年 5月 1日
5月			令和 5年 5月 31日
6月	21,760		令和 5年 6月 30日
7月			令和 5年 7月 31日
8月			令和 5年 8月 31日
9月			令和 5年 10月 2日
10月			令和 5年 10月 31日
11月			令和 5年 11月 30日
12月			令和 6年 1月 4日
1月			令和 6年 1月 31日
2月			令和 6年 2月 29日
3月			令和 6年 4月 1日
計	53,760		
合 計	53,760		

保険料算定の基礎

期 間	段階	月数(前半:後半)	基準額	保険料額
4月～3月 03 12			53,760	53,760
合 計			53,760	

金 庫 機 関 名

種別 口座番号

口座名義人

問い合わせ 中央区役所 福祉課
熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 090-328-2311

「1～3」段階は
非課税世帯

(審査請求等について)

この他分に不備がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

〈熊本市介護保険審査会 〒850-8578 熊本市中央区手取本町1丁目1番1号 熊本銀行 22階対面・地域ケア推進課内 電話 090-328-2318 〉

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を確定した場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市を被告として「訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。」、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号
3

④介護保険料額変更通知書

年度を確認
してください

862-0970
熊本市中央区

郵便区内特別

令和 6 年 7 月 19 日

様

熊本市長



介護保険料額変更通知書兼特別徴収中止通知書

納付方法によっては「兼特別徴収
中止通知書」、「特別徴収を中止
し」という文言がありません。

令和 6 年度分の介護保険料の特別徴収を中止し、次のとおり
変更しますので通知します。

令和 6 年度 (令和 6 年度賦課分)

被保険者番号
被保険者氏名
賦課の根拠

増 ()
変更理由 転出
変更年月日 令和 5

「1～3」段階
は非課税世帯

	世帯	本人	合計所得 年金収入	所得段階
変更前	非課税	非課税	0 436,667	第1段階
変更後	非課税	非課税	0 436,667	第1段階

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、
年金からの特別徴収となります。

算出保険料	23,040 円
減免額	23,040 円
年間保険料	0 円
既通知済額	23,040 円
差引保険料	-23,040 円

これまでの保険料納付等

徴収方法	特別徴収
特別徴収	厚生労働大臣
義務者	
特別徴収 対象年金	老齢基礎年金

これからの保険料納付等

徴収方法	普通徴収
特別徴収	
義務者	
特別徴収 対象年金	

期別保険料額

月	変更前保険料		変更後保険料		普通徴収の場合の 納期限
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4 月	9,400		0		
5 月					
6 月	9,400		0		
7 月					
8 月	100		0		
9 月					
10 月	1,540		0		
11 月					
12 月	1,300		0		
1 月					
2 月	1,300		0		
3 月					
過年					
過々年					
計	23,040		0	0	差引増減額
合計額	23,040		0		-23,040

金融機関名		種別	口座番号
口座名義人			

保険料算定の基礎

期 間	変 更 前				変 更 後			
	段階	月数	基 準 額	算出保険料	段階	月数	基 準 額	算出保険料
4 月 ~ 3 月	01	12	23,040	23,040	01	12	23,040	23,040
変更前期間				0				23,040
4 月 ~ 3 月				保険料額				0
				23,040				

問い合わせ 中央区役所 福祉課
熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 096-328-2311

(審査請求等について)

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

(熊本県介護保険審査会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内 電話 096-333-2218)

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

通知書番号

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

このページの無断転載及び複製
等の行為はご遠慮ください。

⑤後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 令和 7 年 7 月 3 1 日			
交付年月日 令和 6 年 8 月 1 日			
被保険者番号		00000000	
被 保 険 者 名	住 所	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所	
	氏 名	広域 次郎	男
	生年月日	昭和 1 5 年 1 月 2 日	
発 効 期 日		令和 6 年 8 月 1 日	
適 用 区 分		区分 II	
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印		3 9 4 3 1 0 0 2 	

有効期限を確認

令和 7 年 7 月末まで有効な認定証は
あさぎ色 です。

13 c m

←今後同様の形での新規発行は無し。
マイナ保険証に移行。

※マイナンバーカードを持っていない方は、申請すると低所得者(区分 I・II)も記載された資格確認書が発行される。

9 c m

※75歳以上の方のみ

- ・マイナ保険証にて低所得者(区分 I、II)の確認も可
(前期高齢者70～74歳は限度額認定証・マイナ保険証・資格確認書での確認は不可)
- ・マイナンバーカードを持っていない方は低所得者(区分 I、II)も記載された資格確認書での確認も可。

資格確認書について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の紙での新規発行が終了し、マイナ保険証・資格確認書（マイナ保険証を持っていない方）に移行しました。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 令和 7年7月31日	
交付年月日 令和 6年8月 1日	
被保険者番号	00000000
住所	熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所
氏名	広域 次郎 男
生年月日	昭和15年1月 2日
発効期日	令和 6年8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39431002 熊本県後期高齢者医療広域連合

マイナ保険証

or

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 7年 7月31日	
被保険者番号	12345678
氏名	広域 太郎 性別 男
生年月日	昭和24年12月 2日 資格取得年月日 令和 6年12月 2日
交付年月日	令和 6年12月 1日
負担割合・発効期日	1割（令和6年12月31日までは3割） 令和 6年12月 1日
限度区分・発効期日	区Ⅰ 令和 6年12月 1日
長期入院該当日	令和 6年12月 1日
特定疾病区分・発効期日	A 令和 6年12月 1日
保険者番号	39431234
保険者名	熊本県後期高齢者医療広域連合

従来の「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」
（新規発行は終了しましたが、有効期限内のものであればそのまま自己負担免除確認書類として使用可）

①	後期高齢者医療資格確認書	②
	有効期限 令和 7年 7月31日	
	被保険者番号 12345678	
	氏名 広域 太郎 性別 男	
	生年月日 昭和24年12月 2日 資格取得年月日 令和 6年12月 2日	
	交付年月日 令和 6年12月 1日	
	負担割合・発効期日 1割（令和6年12月31日までは3割） 令和 6年12月 1日	
	限度区分・発効期日 区Ⅰ ③ 令和 6年12月 1日	
	長期入院該当日 令和 6年12月 1日	
	特定疾病区分・発効期日 A ④ 令和 6年12月 1日	
	保険者番号 39431234	
	保険者名 熊本県後期高齢者医療広域連合	

保険者番号
「39431002」の方は
熊本市民

確認ポイント

- ①「後期高齢者医療資格確認書」であること（75歳以上の方のみ資格確認書での自己負担免除確認可）
- ②有効期限内の確認書であること
- ③限度区分に「区Ⅰ」あるいは「区Ⅱ」と記載されていること
- ④保険者番号が「39431002」であること（熊本市民であること）

※マイナ保険証についても、後期高齢者（75歳以上）の方のみ資格確認可
（前期高齢者（70～74歳）の方はマイナ保険証および資格確認書での確認NG）